

2020年9月29日  
株式会社日本取引所グループ

## 定例記者会見資料

1. CME 原油等指数先物の上場について
2. 株式事務の適正性確保及び株主の議決権行使の環境改善に関する要請について

以 上

# PRESS RELEASE

日本取引所グループ プレスリリース



株式会社日本取引所グループ  
〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
Tel : 03-3666-1361 (代表)

JAPAN EXCHANGE GROUP, INC.  
2-1, Nihombashi-Kabuto-cho, Chuo-ku,  
Tokyo 103-8224, Japan  
Tel : +81-3-3666-1361

URL: <https://www.jpx.co.jp/>

2020年9月29日

各 位

株式会社 大阪取引所

## CME 原油等指数先物の上場について

当取引所は、CME 原油等指数先物を2021年度第3四半期に予定しているJ-Gate3.0の稼働に合わせて上場させるべく準備を進めていくことを決定し、本日からパブリック・コメントを開始することとしましたので、お知らせいたします。

※ CME 原油等指数先物の上場に際しては必要な関係当局の許認可等が得られることが条件となります。

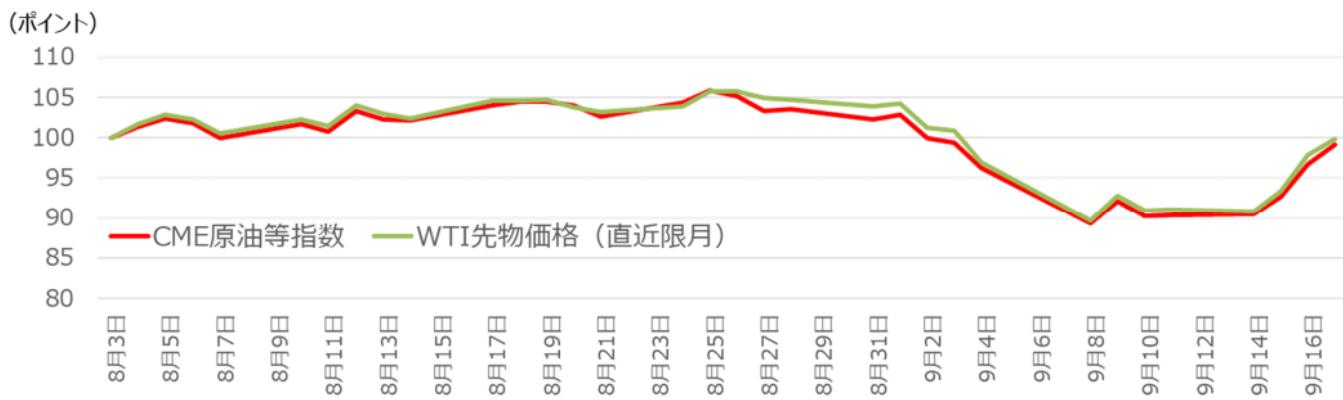
CME 原油等指数は、CME グループが算出・公表する指数で、CME 市場に上場するWTI（原油）、RBOB ガソリン、ULSD（軽油）を構成銘柄としています。

※ 構成銘柄の比率は、WTI 先物が 72%、RBOB ガソリン先物が 13%、ULSD 先物が 15%となっており、年に1度、比率の見直しが行われます。

本先物の上場により、個人投資者が円建てでグローバルな分散投資を可能とするほか、WTI 連動 ETF の投資家へのヘッジ手段の提供などが期待されます。

以 上

### ■CME 原油等指数の推移



【本件に関するお問合せ先】 株式会社大阪取引所 市場企画部 050-3377-8636

ディスクレーマー

CME グループの市場データは、(株) 大阪取引所及びその関連会社の特定の商品のための情報源として、ライセンス契約に基づき使用されるものとなります。CME グループは、(株) 大阪取引所及びその関連会社の商品及びサービスとの間でそれ以外の関係を有してはおらず、(株) 大阪取引所及びその関連会社のいかなる商品及びサービスも広告、支持、推奨又は宣伝することもありません。CME グループは、(株) 大阪取引所及びその関連会社の商品及びサービスに関連して義務又は責任を負ってはおりません。CME グループは、(株) 大阪取引所及びその関連会社に使用を許諾した市場データの正確性及び/又は完全性を保証してはおらず、当該市場データにおける過誤、省略又は中断の責任を負ってはおりません。CME グループ及び(株) 大阪取引所及びその関連会社の間の合意において受益者となる第三者は存在してはおりません。

# PRESS RELEASE

日本取引所グループ プレスリリース



株式会社日本取引所グループ

〒103-8224 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
Tel : 03-3666-1361(代表)

JAPAN EXCHANGE GROUP, INC.  
2-1, Nihombashi-Kabuto-cho, Chuo-ku,  
Tokyo 103-8224, Japan  
Tel : +81-3-3666-1361

URL: <http://www.jpx.co.jp/>

2020年9月29日

各 位

株式会社 東京証券取引所

## 株式事務の適正性確保及び株主の議決権行使の環境改善に関する要請について

当取引所では、本日付で、株式事務代行機関代表者あてに株式事務の適正性確保について、また、上場会社代表者あてに株主の議決権行使の環境改善に係るご検討について、それぞれ要請を行いましたので、お知らせいたします。

(別添)

資料1 「株式事務の適正性確保のお願い」(株式事務代行機関代表者あて通知)

資料2 「株主の議決権行使の環境改善に係るご検討のお願い」(上場会社代表者あて通知)

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社 東京証券取引所 上場部

03-3666-0141 (代表)



東 証 上 場 第 3 7 号  
2 0 2 0 年 9 月 2 9 日

株式事務代行機関代表者 各 位

株式会社 東京証券取引所  
代表取締役社長 宮原 幸一郎

### 株式事務の適正性確保のお願い

株式事務代行機関の皆様におかれましては、平素より、当取引所の金融商品市場の健全かつ円滑な運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、流通市場を通じて株式を取得する投資者の権利を適切に保全し、取引所金融商品市場に対する投資者の信頼を維持する観点から、有価証券上場規程により、株主名簿の名義書換や株式の新規記録に関する事務（以下「株式事務」とします。）につき、当取引所があらかじめ承認した株式事務代行機関に委託することを、上場会社各社に求めております。

大変遺憾ながら、一部の株式事務代行機関において、株主総会における議決権行使書が、長年に亘り適切に集計されていなかったことが今般明らかになりました。株主総会における議決権行使は、株主の最も重要な権利のひとつであり、今回の事案は、企業統治の根幹に関わる深刻な事態として、広く関係者に受け止められています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、グローバルに経済活動を停滞させ、上場会社の事業活動等に大きな影響を及ぼしている中、金融商品市場の資金供給機能の維持・強化が求められており、関係者の真摯な対応と協力により速やかな信頼回復を図る必要があると考えられます。株式事務代行機関各位におかれましては、株主総会における議決権行使の集計をはじめとする株式事務の適正性確保について、改めてご留意いただき、速やかに必要な改善に取り組まれることを強く要請いたします。

あわせて、株式事務の適正性確保及び改善の進展状況につき、委託者である上場会社各社への説明にとどまらず、株主・投資者をはじめとするステークホルダーに対しても、オープンに必要かつ十分な説明を行うことを要請いたします。

以 上



東証上場第38号  
2020年9月29日

上場会社代表者  
情報取扱責任者各位  
上場外国会社代理人

株式会社 東京証券取引所  
代表取締役社長 宮原 幸一郎

### 株主の議決権行使の環境改善に係るご検討のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、今般、相当数の上場会社において、長年に亘り株主総会における議決権行使書が適正に集計されていなかったことが明らかになりました。株主総会における議決権行使は、株主の最も重要な権利のひとつであり、今回の事案は、企業統治の根幹に関わる、わが国の金融商品市場に対する株主及び投資者の信頼を揺るがしかねない問題として広く受け止められています。

当取引所では、別紙のとおり、株式事務代行機関各社に、株式事務の適正性確保と改善状況の市場関係者に対する必要かつ十分な説明を要請しておりますが、委託者である上場会社の皆様におかれましても、株主・投資者からの信頼回復の観点から、株式事務代行機関における事務適正化の取組みにご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本件の背景には、特定の時期に上場会社各社の株主総会の開催が集中する傾向にある中、書面による議決権行使の集計事務作業に高い負荷が生じていることが指摘されております。当取引所では、かねてより、株主の議決権行使を容易にするための環境整備を上場会社の皆様に要請してまいりましたが<sup>1</sup>、株式事務の適正性確保・過剰な負荷軽減の観点からも、集中時期を回避した株主総会の開催、株主総会招集通知の早期の発送や公開、電磁的方法による議決権行使が可能となるような取組みにつき、改めてご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

---

<sup>1</sup> 有価証券上場規程第446条及び同施行規則第437条をご参照ください。また、コーポレートガバナンス・コードにおいても、上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるように適切な対応を行うとともに、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきとされております。